

社会福祉法人児玉福祉会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人児玉福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める額
- （2）非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。

（公表）

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（２）理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（３）監事

	日額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円